

令和6年度 大船高等学校不祥事ゼロプログラム

大船高等学校は、事故・不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

このプログラムの実施責任者は、校長とし、副校長・教頭・事務長がこれを補佐する。

2 課題、目標及び行動計画

課題	目標	行動計画 【 】は推進担当
法令遵守意識の向上	教育公務員としての自覚を高め、信用失墜行為を未然に防止する。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員として、公務内外において、常に高い倫理観を持ち、自身の行動を律し、不祥事防止を徹底する。 ・資料を活用した研修を実施し、職員の法令順守意識の強化につなげる。(2月)【生徒支援G】
職場のハラスメントの防止	セクハラ、パワハラをはじめとする職場のハラスメントに対する理解を深め、未然に防止する。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の言動に問題があると感じた時は相互に注意喚起を行う。 ・校内環境の整備や相談体制の充実を図り未然防止に努める。 ・啓発点検資料による自己点検を含む研修を行い、職場のハラスメント防止に対する職員の意識向上を図る。(1月)【進路支援G】
生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止	わいせつ・セクハラ行為の未然防止について当事者意識を持って取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年に改正された刑法及び新たに施行された性犯罪防止関連法の周知とともに、不適切な言動に気づいた時には、職員相互に注意喚起を行う。 ・資料を活用した研修を通して生徒の人権尊重の視点を確認し、倫理観を高め、わいせつ事案等の防止を図る。(5月)【生活支援G】
体罰・不適切な指導の防止	教育者としての自覚を持ち、生徒の人権を尊重し、体罰・不適切な発言指導を未然に防止する。	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解を第一に考えた生徒対応に努める。 ・職員がお互いに話しやすい、風通しの良い職場環境の構築とともに、指導に問題があると感じた時には職員相互に注意喚起を行う。 ・啓発資料を活用した研修を実施し、生徒の人権に配慮した指導に配慮する意識を喚起する。(7月)【生活支援G】

入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止	入学者選抜に係るデータ管理及び成績処理や調査書作成等での事故を未然に防止する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ダブルチェックや作業手順遵守の重要性を確認し、徹底する。 ・適正な文書管理の重要性を確認し、公文書管理の在り方を意識した、適切な文書管理の徹底を図る。 ・職場研修を行い、情報の対策重要度を意識した適切な情報管理などについて、職員の意識向上を図る。(6、12月)【学習支援G、進路支援G、管理情報G】
個人情報等の管理・情報セキュリティ対策	情報の管理方法を確認し、個人情報の流失を未然に防止する。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いについて対策重要度を理解した上でルール of 徹底を図る。 ・啓発資料を活用して点検を実施し、個人情報保護に関する職員の意識向上を図る。(4、9月)【学習支援G、管理情報G】
交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守	交通法規・交通マナー遵守を徹底し、交通事故、違反、酒酔い・酒気帯び運転を未然に防止する。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員同士、管理職からの声掛けにより、注意喚起と不祥事防止を徹底する。 ・職員啓発資料やチェックリストによる点検結果をもとに、全職員に交通法規の徹底と交通マナーの意識向上を図る。(11月)【生徒支援G】
財務事務等の適正執行	財務事務をルールに従って厳正に行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・公費については会計事務手引に則り、執行手順を相互に確認するとともに、複数の目でチェックする。【事務室】 ・私費については私費会計事務処理の手引に従い、適正な執行に努め、資料を用いた研修を実施する。(10月)【地域交流G】

3 検証

区分	内容
第1回検証	2に規定する行動計画について、令和6年12月下旬までに各グループにおいて意見交換を行い、達成度が低い場合は、必要な補完措置や修正措置を講ずる。なお、達成度を上げるため、行動計画の再設定が必要な場合は、必要な修正を行う。
第2回検証	2に規定する行動計画について、令和7年3月に各グループにおいて意見交換を行う。その結果、新たな課題等の設定が必要な場合は、翌年度のゼロプログラム策定に反映させる。

4 実施結果

第2回検証を踏まえ、行政課の求めに応じて公開する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、不祥事防止会議が行う。